

随意契約理由書

案件名称：和泉砂川南 2 踏切配水管修繕

契約番号：07-83-修繕-7905

本件は、和泉砂川南 2 踏切に布設している配水管の漏水修理を行うものである。経年劣化により漏水が発生したため、昨年度及び今年度で漏水修理に挑んだが、軌道敷外の漏水の応急修繕は完了したものの、新たに軌道敷下の配水本管の漏水が判明した。今後更に漏水が進行した場合、大規模な事故になる恐れがあることから、速やかに修繕を行う必要がある。

このため、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約するものである。

比較見積りの省略理由

本工事を行うに当たり、現地に精通し、またこれまでの経緯を把握している株式会社西浦水道工業所であれば、現場作業を早急に進めることが可能で、本工事を安全かつ適正に行うことができることがわかった。

よって、同者と随意契約することとし、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用第 7 項（1）⑦の規定により、比較見積りを省略する。